

## ★領事出張サービス：郵便・E-mailによる事前申請ができる証明書一覧表

平成30(2018)年12月  
在チェンマイ日本国総領事館

証明種類	使用目的	必要書類（事前に郵送して頂く書類）	領事サービス当日持参するもの
<b>在留証明（和文）</b>  ※日本国内で使用 （日本年金機構，企業年金基金等に提出）	年金受給目的のための 現況届や遺産相続 等の手続きに使用	<a href="#">①郵便・E-mail申請依頼書</a> <a href="#">②在留証明願</a> ③旅券（写）（人定事項の頁及びタイのビザ頁） ④現住所を証明する書類（写）（賃貸契約書等） ⑤現況届（はがき），年金証書，年金支払い通知書等（写） ※⑤は手数料が免除になる公的年金受給目的の場合にのみ必要になります。	①事前郵送した書類全ての原本 ②手数料：370バーツ/1通
<b>戸籍記載事項証明（英文）</b>  ※タイ国内で使用 （タイ国入国管理局，タイ国郡役場等に提出）	タイの滞在許可延長 や婚姻手続きに使用	<a href="#">①郵便・E-mail申請依頼書</a> <a href="#">②証明発給申請書</a> ③旅券（写）（人定事項及びタイのビザ頁） ④戸籍謄本（写）（氏名等に必ずふりがなを付けて下さい）	①事前郵送した書類全ての原本 ②手数料：370バーツ/1通
<b>運転免許証抜粋証明（英文）</b>  ※タイ国内で使用 （タイ国陸運局等に提出）	タイの運転免許証取得のための 手続きに使用	<a href="#">①郵便・E-mail申請依頼書</a> <a href="#">②証明発給申請書</a> ③旅券（写）（人定事項の頁及びタイのビザ頁） ④運転免許証（写）	①事前郵送した書類全ての原本 ②手数料：640バーツ/1通
<b>公的年金受給証明（英文）</b>  ※タイ国内で使用 （タイ国入国管理局に提出）	ロングステイビザ更新 手続き等に使用	<a href="#">①郵便・E-mail申請依頼書</a> <a href="#">②証明発給申請書</a> ③旅券（写）（人定事項の頁及びタイのビザ頁） ④公的年金書類（写）（最新の発行日のもの）	①事前郵送した書類全ての原本 ②手数料：640バーツ/1通
<b>在留届出済証明（英文）</b>  ※タイ国内で使用 （タイ国陸運局，タイ国郡役場等に提出）	自動車・バイク購入等， 住居登録（タビアンバーン）申請に 使用	<a href="#">①郵便・E-mail申請依頼書</a> <a href="#">②証明発給申請書</a> ③旅券（写）（人定事項の頁及びタイのビザ頁） ④現住所を証明する書類（写）（賃貸契約書等） ⑤在留届（提出済の方は不要）	①事前郵送した書類全ての原本 ②手数料：640バーツ/1通